

消費税



- No.6253 キャンセル料
- No.6257 損害賠償金
- No.6261 建物賃貸借契約の違約金など

No.6253 キャンセル料

- ・キャンセル料は2パターンに分けることができる



解約に伴う事務手数料としてのキャンセル料 **課税取引**

解約手続などの事務を行う役務の提供の対価の為

逸失利益に対する損害賠償金としてのキャンセル料 **不課税取引**

本来得ることができた利益がなくなったことの補てん金であり、
資産の譲渡等の対価に該当しない為



No.6253 キャンセル料



Ex 予約していた航空機のチケット（10,000円）をキャンセルし、支払額から解約事務手数料1,000円（解約した時期に関わらず支払うもの）、直前解約によるキャンセル料の割増額4,000円を差し引かれ、残額を現金で受け取った。

【仕訳-税込経理】

借方	金額	貸方	金額
支払手数料（課税）	1,080	旅費交通費	10,000
支払手数料（不課税）	4,000		
現金	4,920		

No.6257 損害賠償金

資産の譲渡等の対価に当たるかどうかは、名称ではなく、**実質**によって判定すること！

原則：不課税取引



心身又は資産に対して加えられた損害の発生に伴って受ける損害賠償金については、通常は資産の譲渡等の対価にならない



例外：**課税取引**となるもの

お客様がスーパーのリンゴに傷をつけてしまい、本当は欲しくないが弁償として買い取る場合等



損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に対して引き渡される場合において、その資産が**そのまま**又は**軽微な**修理を加えることによって使用することができるときにその資産の所有者が収受する損害賠償金

特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受けた場合に権利者が収受する損害賠償金

事務所の明渡しが遅れた場合に賃貸人が収受する損害賠償金

No.6261 建物賃貸借契約の違約金など

中途解約の違約金 不課税取引

(契約期間の終了前に入居者からの解約により受け取る違約金)
賃貸人が逸失利益の補てんに受け取る為



原状回復費用 課税取引

賃借人には原状に回復する義務がある為、賃貸人が賃借人に代わって工事を行うことは、賃貸人の賃借人に対する役務の提供になる為

遅延損害金・延滞金（店舗及び事務所等） 課税取引

賃貸借契約の終了後においても入居者が立退かない場合に受け取る金額は、入居者が正当な権利なくして使用していることに対して受け取る割増し賃貸料の性格を有する為

